



(資料1)

新福国第100号

令和8年2月4日

新居浜市国民健康保険運営協議会

会長 越智 克範 様

新居浜市長 古川 拓 哉



新居浜市国民健康保険の保険料率等の改定について（諮問）

新居浜市国民健康保険の保険料率等を次のとおり改定することについて、新居浜市国民健康保険条例施行規則（昭和35年規則第8号）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

1 令和8年度新居浜市国民健康保険料率及び賦課限度額について

(1) 医療分の保険料

所得割率を 8.50%、
均等割額を 24,800円、
平等割額を 15,550円、
賦課限度額を 67万円とする。

(2) 後期高齢者支援金等分の保険料

所得割率を 3.30%、
均等割額を 9,900円、
平等割額を 6,300円、
賦課限度額を 26万円とする。

(3) 介護分の保険料

所得割率を 3.40%、
均等割額を 10,500円、
平等割額を 4,950円、
賦課限度額を 17万円とする。

(4) 子ども・子育て分の保険料

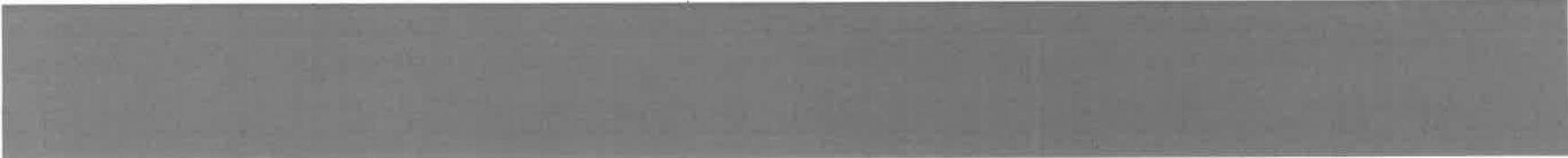
所得割率を 0.30%、

均等割額を 920円、

18歳以上均等割額を 30円、

平等割額を 57.0円、

賦課限度額を3万円とする。



(資料 1 補足)

令和 7 年度第 2 回新居浜市
国民健康保険運営協議会
保険料 (案) 補足資料

令和 8 年 2 月 1 3 日

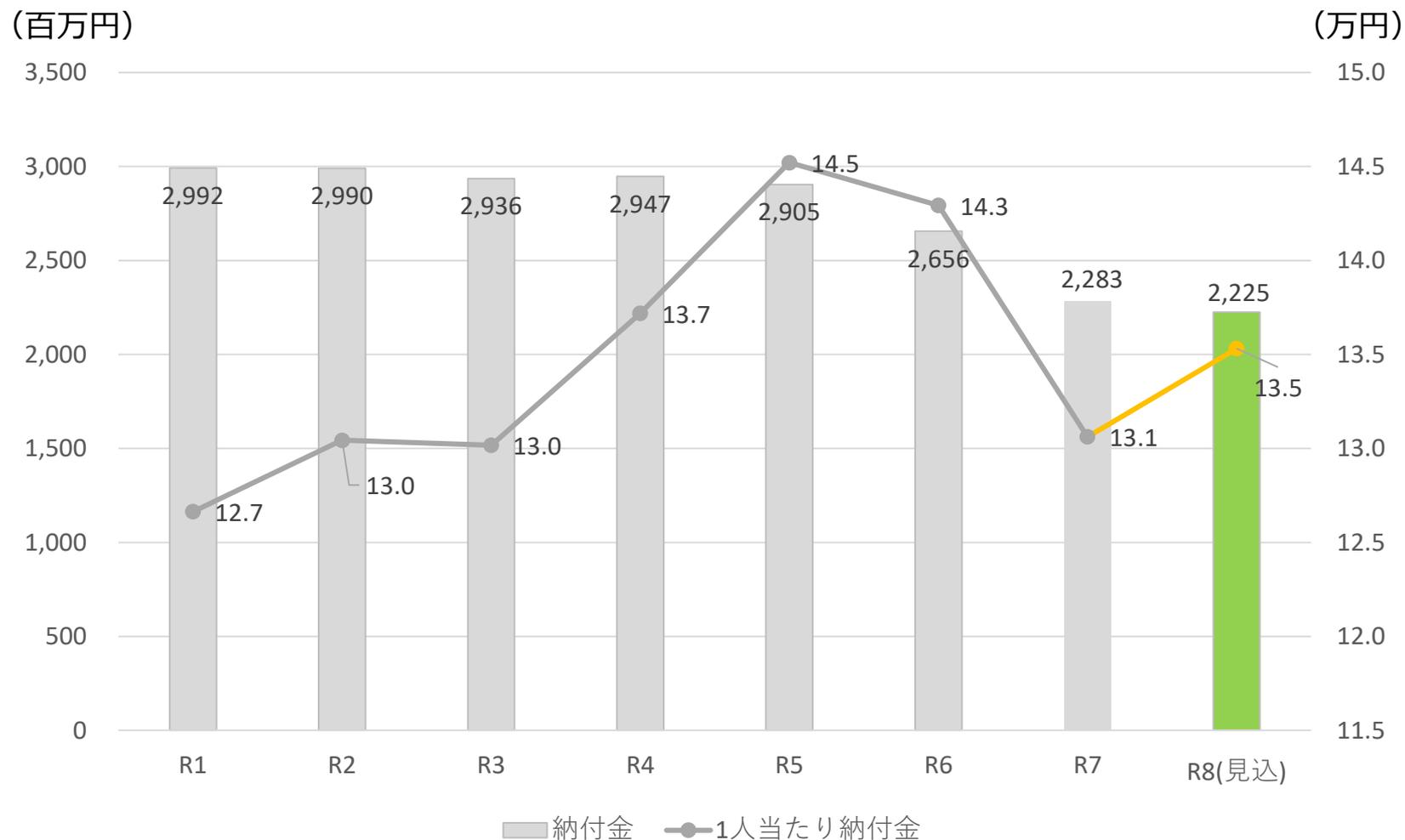
福祉部国保課

新居浜市国保現状のまとめ

- ・ 令和6年度でこれまでの懸案事項であった**赤字が解消**された。
- ・ 令和6年度末時点の**財政調整基金の残高は69,927千円**。
令和7年度も財政調整基金への積立を行う予定
➡ 約2億円の基金積立見込み
- ・ 令和8年度の**事業費納付金**は未確定（第1回国保運営協議会時）
事業費納付金は減少傾向が続くと考えられるが、**減少幅は推計が困難**である。
➡ **6千万円減少**する見込み（令和8年1月19日県より連絡あり）

（令和7年度第1回国保運営協議会資料）

新居浜国保の現状（事業費納付金の推移）



令和8年度保険料率（案）改定のポイント

- ✓ 令和8年度の事業費納付金が6千万円減少する見込み
- ✓ 子ども・子育て支援金制度の創設（令和10年度までに段階的に導入）
子ども・子育て分を含めても被保険者への過度の負担とならない保険料率の設定
- ✓ 一般会計繰入による保険料率の引き下げは行わない
- ✓ 財政調整基金の枯渇解消 ➡ 令和7年度末基金残高 約3億円見込み
- ✓ 標準保険料率に向けた段階的な引き下げ（令和8年度～令和10年度）

令和8年度保険料率 **引き下げ改定**

令和8年度保険料率（案）

		令和7年度 (現行)	令和8年度 保険料率(案)	R8(案) - R7(現行)	令和8年度 標準保険料率
医療分	所得割	9.70%	8.50%	△1.20%	7.26%
	均等割	26,290円	24,800円	△1,490円	23,006円
	平等割	17,480円	15,550円	△1,930円	14,101円
後期分	所得割	3.50%	3.30%	△0.20%	3.26%
	均等割	10,100円	9,900円	△200円	10,418円
	平等割	6,500円	6,300円	△200円	6,386円
介護分 (40歳から64歳まで)	所得割	3.40%	3.40%	0.00%	3.50%
	均等割	10,400円	10,500円	100円	10,622円
	平等割	4,990円	4,950円	△40円	5,056円
小計	所得割	16.60%	15.20%	△1.40%	14.02%
	均等割	46,790円	45,200円	△1,590円	44,046円
	平等割	28,970円	26,800円	△2,170円	25,543円
子ども・子育て分	所得割		0.30%		0.29%
	均等割		920円		919円
	18歳以上 均等割		30円		23円
	平等割		570円		563円
合計	所得割	16.60%	15.50%	△1.10%	14.31%
	均等割	46,790円	46,150円	△640円	44,988円
	平等割	28,970円	27,370円	△1,600円	26,106円
保険料収入見込			1,451,536千円		

令和8年度保険料率（案）一人当たり保険料

	令和7年度 本算定時	令和8年度 見込み	差額
医療分、後期分、介護分	92,275円	87,825円	△4,450円 (△4.82%)
子ども・子育て分 (令和8年度より追加)	—	2,170円	—
合計	92,275円	89,995円	△2,280円 (△2.47%)

被保険者への影響

■ 7割軽減該当世帯の場合

1人世帯、所得額0円（軽減判定所得43万円以下）

(円)

	令和7年度	令和8年度	差額
介護分あり (40～64歳)	22,710	22,040	▲ 670
介護分なし	18,110	17,410	▲ 700

■ 軽減非該当世帯の場合

所得230万円（給与）、両親と子供(18歳以下)2人世帯

(円)

	令和7年度	令和8年度	差額
介護分あり (40～64歳)	577,130	545,570	▲ 31,560
介護分なし	473,140	441,420	▲ 31,720

所得230万円（年金）、夫婦2人世帯

(円)

	令和7年度	令和8年度	差額
介護分なし	400,360	372,020	▲ 28,340

賦課限度額の改定

	令和7年度 賦課限度額	令和8年度 賦課限度額	改定額
医療分	66万円	67万円	1万円
後期支援分	26万円	26万円	0円
介護分	17万円	17万円	0円
子ども・子育て分		3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

■ 改定の目的

- ✓ 所得の高い世帯には応分の負担をいただき、中間所得層の負担緩和を図るため。
(国民健康保険法施行令の賦課限度額改正に合わせた改正)